

自動車の保管場所証明事務等取扱要綱の制定について（例規）

最終改正 令和 7. 3. 28 例規規制第14号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 73 号）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 7 年政令第 264 号）の施行等により、京都市及び長岡京市が軽自動車の保管場所届出適用地域となったこと等に伴い、自動車の保管場所証明事務等取扱要綱を下記のように制定し、平成 8 年 4 月 1 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

- 1 自動車保管場所証明事務の取扱いについて（昭和 51. 10. 20：1 京規制第 447 号）の例規通達
- 2 自動車保管場所証明事務等の取扱いについて（平成 3. 6. 27：3 京駐対第 187 号）の一般通達

記

自動車の保管場所証明事務等取扱要綱

第 1 趣旨

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 329 号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所の証明、保管場所の届出の受理等の事務（以下「保管場所証明事務等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 自動車保管場所証明電子化システムの運用

保管場所証明事務等は、自動車保管場所証明電子化システム（保管場所証明事務等に係るデータを処理することができるシステムをいう。以下同じ。）を運用して行うものとし、その要領は、別に定める。

第 3 保管場所の要件

- 1 令第 1 条第 1 号の「2 キロメートル」とは、保管場所と当該自動車の使用の本拠の位置を直線で測る距離についていう。
- 2 令第 1 条第 2 号の「当該自動車法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から」とは、自動車の保管場所の証明の申請又は保管場所の届出（以下「保管場所証明申請等」という。）に係る自動車の保管場所が、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 8 条第 1 項の規定による通行の禁止の規制が行われていたり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）による自動車の通行の制限に抵触する場合等、法令の規定により通行することができないこととされている道路以外の道路と接続していることをいい、「道路から当該自動車を支障なく出入させ」とは、道路から保管場所までの間、障害物等で遮られることなく出入させることができることをいう。
- 3 令第 1 条第 3 号の「保管場所として使用する権原を有する」とは、保管場所として使用す

る土地又は建物につき、当該保管場所が法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所以外のものである場合において、所有権、賃借権等の権利を有することをいう。

第4 保管場所証明申請等に係る添付書面

1 使用権原書

規則第1条第2項第1号に規定する保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面（以下「使用権原書」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

区 分	使 用 権 原 書
自動車の所有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合	保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1）
他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合	・ 駐車場賃貸借契約書の写し又は駐車場料金の領収書その他駐車場の賃貸借を疎明する書面 ・ 土地又は建物の管理者が作成する保管場所使用承諾証明書（別記様式第2） ・ 独立行政法人都市再生機構等の公法人が発行する確認証明書
他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合	共有者が作成する保管場所使用承諾証明書
官公署の保有する土地又は建物を保管場所として使用する場合	官公署の管理責任者が作成する保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面

2 所在図及び配置図

規則第1条第2項第2号に規定する保管場所の所在図及び同項第3号に規定する配置図は、保管場所の所在図・配置図（別記様式第3）のとおりとし、所在図にあっては次により取り扱うこと。

- (1) 自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその間の距離を明記させること。
- (2) 保管場所の付近の道路及び目標となる地物が確認できるものであれば、市販等の地図の写しでも足りることとする。

3 複数の自動車に係る保管場所証明申請等に係る添付書面

同一の保管場所の位置に在ることとなる保管場所について複数の自動車を保管することを内容とする保管場所証明申請等が同時に行われた場合は、前記第4の1及び2の書面は、それぞれ1通で足りるものとする。

第5 警察署窓口における証明申請に対する措置

署長は、警察署窓口において、法第4条第1項本文の書面の交付の申請（以下「証明申請」という。）がなされた場合は、次により措置すること。

1 証明申請書面の受理等

(1) 証明申請書面の確認等

自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所証明書（規則別記様式第1号。以下「申請書・証明書」という。）2通及び規則第1条第2項に規定する書面各1通（以下「証明申請書面」という。）が提出されていることを確認の上、次の事項について審査すること。

ア 証明申請が当該証明申請に係る保管場所の位置を管轄する署長に対してなされているものであること。

イ 申請書・証明書の車台番号欄に車台番号が正確に記載されているものであること。ただし、証明申請時に車台番号が確定していないものについては、車台番号の記載がなくとも有効なものとして取り扱うこと。

ウ 証明申請に係る保管場所が、令第1条各号に規定する保管場所の要件に適合しているものであること。

エ 保管場所の使用権原については、当該自動車の所有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。この場合において、他人の土地又は建物を保管場所として使用するときは、当該保管場所の使用期間が、証明申請の日から起算して1箇月以上のものであること。

(2) 証明申請書面の訂正等

前記第5の1の(1)の審査を行った結果、文字の訂正等補正の必要があるときは、証明事務等に関する訓令の運用について（昭和45. 3. 25：5京務第239号）の例規通達第1の2の(1)のウに規定するところにより加除訂正させること。この場合において、加除訂正箇所の訂正については、次の事項に留意すること。

ア 申請者本人による補正は、加除訂正箇所に二重線を引いて、当該箇所の上に正しい内容を記載する等によること。

イ 申請者本人以外の者に加除訂正は行わせないこと。ただし、資格を有する代理人が事務の委任を証する有効な書面を提出した場合には、当該代理人による加除訂正を有効なものとして取り扱うこと。

ウ 使用承諾証明書等申請者以外の者が作成した書面の訂正は作成者に行わせること。

エ 自動車保管場所証明書を交付した後の訂正は行わせないこと。

(3) 証明申請書面の受理

前記第5の1の(1)の審査を行った結果、補正の必要がないときは、当該申請を受理の上、保管場所証明等処理簿（別記様式第4）に所要事項を記載すること。この場合において、受理番号は、保管場所証明等処理簿の受理番号とすること。

(4) 手数料の徴収

京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する自動車保管場所証明手数料は、証明申請の際に、申請書・証明書（2枚目）に手数料を納付したことを証する領収書等（以下「領収書等」という。）を貼り付けさせることにより徴収すること。

(5) 自動車保管場所証明書の交付予定日の告知

証明申請を受理した場合は、受理した日から7日以内の日を自動車保管場所証明書の交付予定日として指定し、これを申請者に告知すること。

2 現地調査

(1) 現地調査の委託

証明申請に係る自動車の保管場所に対する現地調査（以下「現地調査」という。）は、警察本部長が委託契約をしたものの職員（以下「調査員」という。）に行わせること。ただし、署長は、必要があると認めるときは、現地調査を警察官に行わせることができる。

(2) 調査員に対する指揮

署長は、現地調査が迅速、的確かつ厳正公平に行われるよう平素から現地調査の処理要領等について指導教養を徹底しておくほか、必要に応じ、現地調査の処理状況について報告を求めるなど、調査員を指揮すること。

(3) 現地調査の下命

署長は、証明申請書面を受理した場合は、当該証明申請書面及び自動車保管場所現地調査結果報告書（別記様式第5。以下「現地調査結果報告書」という。）を調査員（特に必要がある場合は警察官。以下同じ。）に交付し、現地調査を下命すること。

(4) 現地調査の実施

現地調査は、証明申請書面に記載されている事項の確認及び令第1条各号に規定する保管場所の要件を確認することにより実施させること。

(5) 現地調査に際しての留意事項

署長は、調査員に現地調査を実施させるに当たって、次の事項に留意させること。

ア 現地調査のため、他人の土地、建物等に立ち入る必要がある場合は、当該他人の土地、建物等の管理責任者等に身分及び現地調査の目的を明らかにし、その承諾を受けて立ち入り、原則として申請者又は保管場所としての使用を承諾した者の立会いを得ること。

イ 現地調査に関して知り得た他人の秘密は、漏らさないこと。

(6) 現地調査の結果の報告

現地調査の結果については、現地調査を下命した日から原則として3日以内に、現地調査結果報告書に、前記第5の2の(3)により交付された証明申請書面を添付して報告させること。

(7) 再調査

現地調査の不徹底等により再調査の必要があるものについては、調査員に再調査を下命すること。

3 自動車保管場所証明書の作成等

(1) 自動車保管場所証明書等の作成等

ア 保管場所が確保されていると認めた場合は、申請書・証明書2通に証明書番号、証明年月日及び署長名を記載すること。この場合において、自動車保管場所証明書の番号欄には保管場所証明等処理簿の受理番号を、証明年月日欄には決裁を受けた年月日をそれぞれ記載すること。

イ 申請書・証明書の1枚目に署長公印を押印し、自動車保管場所証明書として交付すること。この場合において、訂正箇所があるときは、訂正箇所に重ねて署長公印を押印すること。

(2) 車台番号の確認

申請書・証明書の車台番号欄が未記載となっているものについては、申請者に車台番号を記載させた後、自動車保管場所証明書を交付することとし、車台番号が確定していないものについては交付しないこと。

(3) 即日交付する場合の措置

申請書・証明書を受理した日に自動車保管場所証明書を交付した場合は、保管場所証明

等処理簿に記載するとともに、即日交付処理簿（別記様式第6）にもその内容を記載すること。この場合において、即日交付処理簿に記載する受理番号は、保管場所証明等処理簿に記載する受理番号と同一のものとすること。

(4) 署名等の徴収

自動車保管場所証明書を交付する場合は、保管場所証明等処理簿の署名等欄に自動車保管場所証明書を受領した者の署名等を徴すること。ただし、即日交付する場合の署名等は、即日交付処理簿の署名等欄に徴すること。

4 自動車保管場所証明を行わない場合の措置

現地調査等の結果、保管場所が確保されていると認めることができない場合は、次により措置すること。

- (1) 保管場所が確保されていると認めることができない理由を現地調査結果報告書の不可処分理由欄に記載するとともに、関係書類を添付してその経過を明らかにしておくこと。
- (2) 自動車保管場所証明書の右上部に「不可」と朱書した上、所要事項を記載した証明拒否通知書（別記様式第7）と共に申請者に交付すること。
- (3) 申請者から証明申請書面の返還を求められた場合は、使用権原書のみ返還すること。

第6 O S S システムによる通知申請に対する措置

署長は、申請者がO S S システム（自動車を保有するための自動車保管場所証明申請、自動車登録申請及び検査並びに自動車に関する諸税の申告、納付等の各種手続をオンラインにより行うシステムをいう。以下同じ。）を利用し、法第4条第1項ただし書に規定する自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当するものとして令で定める通知（以下「証明通知」という。）に係る申請（以下「通知申請」という。）がなされた場合は、次により措置すること。

1 O S S システムによる通知申請の確認等

(1) 通知申請の到達確認の実施

原則として1日1回以上（京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条第1項に規定する府の休日には必要に応じて）、自動車保管場所証明電子化システムにより、通知申請の到達の有無を確認すること。

(2) 通知申請の内容確認等

通知申請が到達したことを認知したとき（府の休日の場合を除く。）は、速やかに申請内容を確認の上、審査を実施すること。

なお、審査事項については、前記第5の1の(1)のアからエまでに掲げる事項と同様とする。

(3) 通知申請の内容訂正等

前記第6の1の(2)の審査を行った結果、文字等の訂正等補正の必要があるときは、自動車保管場所証明電子化システムにより、申請者に補正すべき事項を通知すること。

(4) 車台番号の要求

通知申請において、車台番号が入力されていないときは、自動車保管場所証明電子化システムを使用して、その車台番号を通知するよう申請者に要求すること。この場合において、前記第6の1の(3)により補正すべき事項を通知したときは、当該通知に係る補正がなされた後に要求すること。

(5) 保管場所証明等処理簿の記載

前記第6の1の(2)の審査を行った結果、補正の必要がないとき及び同(3)の補正すべき事項に係る補正が終了したときは、当該申請を受理の上、通知申請の内容が記載された書面（以下「電子申請書」という。）及び添付書類1通を印字し、保管場所証明等処理簿に所要事項を記載すること。

(6) 手数料の徴収

OSSシステムによる通知申請においては、申請到達時には既に申請手数料は納付済みである。

2 現地調査

現地調査については、前記第5の2と同様とする。

3 証明通知等

保管場所が確保されていると認め、かつ、車台番号が特定されたものについては、次により証明通知を行うこと。

(1) 証明可の登録

自動車保管場所証明電子化システムに前記第6の2の現地調査の結果を入力し、証明可の旨を登録すること。

(2) 証明通知

ア 通知

自動車保管場所証明電子化システムにおいて、当該申請に係る通知の内容に誤りがないことを確認の上、京都府登録分局（地方公共団体情報システム機構が運営する地方公共団体組織認証基盤の認証局において行う事務の一部を実施する京都府の機関をいう。以下同じ。）が発行した鍵格納媒体を用いて、国土交通省近畿運輸局京都運輸支局へ通知すること。

イ 保管場所証明等処理簿への記載

通知を行ったときは、保管場所証明等処理簿に通知年月日を記載すること。

(3) 即日交付する場合の措置

即日交付する場合の措置は、前記第5の3の(3)と同様とすること。

4 証明通知を行わない場合の措置

(1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、電子申請書の右上部に「不可」と朱書きした上、自動車保管場所証明電子化システムにより、申請者に対して証明通知を行わない旨及び当該処分については不服申立て又は取消訴訟ができる旨を、京都府登録分局が発行した鍵格納媒体を用いて通知すること。この場合において、自動車保管場所証明電子化システムにおいて証明不可理由を入力しておくこと。

ア 現地調査等の結果、保管場所が確保されていると認めることができない場合

イ 前記第6の1の(3)により補正すべき事項を通知した場合において、当該通知をした翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に補正がなされなかった場合

ウ 前記第6の1の(4)により車台番号を要求した場合において、当該要求をした翌日から起算して30日（閉庁日を含む。）以内に回答がなされなかった場合

(2) 前記第6の4の(1)のイに該当する場合は、その理由を現地調査結果報告書の不可処分理由欄に記載するとともに、関係書類を添付してその経過を明らかにしておくこと。

第7 届出に対する措置

署長は、法第5条、第7条（法第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）
）、第13条第3項及び附則第6項の規定による自動車の保管場所の届出（以下「届出」という。）
。）がなされた場合は、次により措置すること。

1 届出の受理

(1) 届出書面の確認等

自動車保管場所届出書（規則別記様式第2号）1通及び規則第1条第2項に規定する添付書面各1通（以下「届出書面」という。）が提出されていることを確認の上、前記第5の1の(1)のアからエまでの事項について審査すること。

(2) 届出書面の補正

届出書面の補正の必要があるときは、第5の1の(2)に規定するところに準じて措置すること。

(3) 届出書面の受理

前記第7の1の(1)に定めるところにより、届出書面の審査を行った結果、補正の必要がないときは、自動車保管場所届出書を受理し、即日交付処理簿に所要事項を記載すること。この場合において、受理番号は、即日交付処理簿の受理番号とすること。

2 郵送による届出の受理

届出者が郵送による届出を希望する場合は、届出書面並びに届出者の住所及び氏名を記入した返信用葉書を同封した上、保管場所を管轄する警察署長に郵送により提出することができる旨を教示し、郵送による届出がなされたときは、次により措置すること。

(1) 届出書面が提出されていることを確認の上、前記第5の1の(1)のアからエまでの事項を審査し、内容に誤り又は不備がない場合はこれを受理し、届出書面に誤り又は不備がある場合は不受理として取り扱い、自動車保管場所届出書に保管場所証明等処理簿の受理番号を記載するとともに、即日交付処理簿に所要事項を記載すること。

(2) 不受理とした届出については、その理由及び訂正のために届出者に来署を求める旨を返信用葉書に記載して、届出者に返送すること。

(3) 届出者が不受理とした届出の訂正のために来署した場合は、前記第7の2の(2)の葉書、身分証明書等により届出者であることを確認の上、届出書面の訂正を行わせること。

(4) 郵送による届出に関する措置状況は、即日交付処理簿の備考欄に記載しておくこと。

第8 報告又は資料の提出要求

署長は、法第12条の規定により報告又は資料の提出要求を行う場合は、次により措置すること。

1 保有者等に求める書面

証明申請又は届出の内容に不正が認められる場合は、申請者若しくは届出者又は保管場所を管理する者（以下「申請者等」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書面の提出を求めた上、事実関係を明らかにすること。

区 分	書 面 の 種 類
申請者又は届出者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認する必要がある場合	・住民票の写し ・印鑑証明書 ・電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収

	書等
保管場所として使用する権原を有するかどうかを確認する必要がある場合	・土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄本又はその写し ・土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

2 該当事案があった場合等の措置

- (1) 報告又は資料の提出要求を行う必要のある事案を認知した場合は、報告又は資料提出要求事案発生報告書（別記様式第8）により、速やかに警察本部長に報告（交通規制課長経由。以下同じ。）するとともに、報告・資料提出要求書（別記様式第9）に報告・資料提出回答書（別記様式第10）を添付し、申請者等に報告又は資料の提出を求めること。この場合において、申請者等が報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、罰則の適用があることを教示すること。
- (2) 申請者等から報告・資料提出回答書により報告又は資料の提出がなされた場合は、回答の内容について、現地調査等の方法により確認するとともに、当該書面の写しを報告又は資料提出要求結果報告書（別記様式第11。以下「結果報告書」という。）に添付し、警察本部長に報告すること。
- (3) 報告若しくは資料の提出がなされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料提出がなされた場合は、その旨を結果報告書により警察本部長に報告するとともに、所要の捜査を行うこと。

3 留意事項

報告又は資料の提出要求に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 法の施行に必要な限度を超えて、駐車場の管理者に対し定期的に一定の報告又は資料の提出を求めるなどの負担を課さないこと。
- (2) 保管場所の管理者に対し、報告又は資料の提出を求めることができるのは、保管場所の管理者が車庫飛ばしに積極的に協力するなど法の目的にかんがみ、不相当な行為を行っているおそれがあると認められる場合に限られること。

第9 報告

署長は、保管場所証明事務等に関し、証明申請又は届出に係る犯罪その他特異な事案を認知したときは、その都度、その内容を文書により警察本部長に報告すること。

第10 証明事務等に関する訓令の運用について（昭和45. 3. 25：5京務第 239号）の例規通達の一部改正

〔以下略〕

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私が所有しているものであることに間違いありません。

京都府 警察署長 殿

年 月 日

〒 ー

住 所

電 話

氏 名

注 1 保管場所の証明申請の場合は「証明申請」を、届出の場合は「届出」を○で囲んでください。
 2 保管場所の形態について、土地又は建物のいずれか（いずれにも該当する場合は両方）を○で囲んでください。

自動車保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保 管 場 所 の 位 置			
使 用 者	〒 ー 住 所		
	電話		
氏 名			
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。			
年 月 日			
〒 ー			
住 所			
電話			
氏 名			

注 共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

保管場所の所在図・配置図

所 在 図	配 置 図

- 注
- 1 地図のコピーを添付することができます。
 - 2 保管場所に通じる道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。
 - 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を具体的に明示してください。
 - 4 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置を線で結んでその直線距離を記入してください。

様式第 4

保管場所証明等処理簿

(所属名)

受理日 年 月 日

受 理 番 号	申 請 日	申請区分	申 請 者 氏 名	通 知 日	交 付 日	署名等	備 考
		紙・電					
		紙・電					
		紙・電					
		紙・電					
		紙・電					
		紙・電					
		紙・電					
		紙・電					
		紙・電					

- 注 1 申請区分欄には、警察署窓口における証明申請については「紙」に、ＯＳＳシステムによる通知申請については「電」にそれぞれ丸印を付けること。
- 2 通知日欄には、警察署窓口における証明申請については記載しないこととし、ＯＳＳシステムによる通知申請については自動車保管場所証明の通知日を記載すること。
- 3 交付日欄には、警察署窓口における証明申請については自動車保管場所証明書を交付した日を記載することとし、ＯＳＳシステムによる通知申請については記載しないこと。
- 4 署名等欄には、自動車保管場所証明書を受領した者に署名等を記載させること。
 なお、受領者が申請者と異なる場合は、その関係を余白部分に簡記すること。
- 5 自動車保管場所証明を「不可」とする場合は、備考欄に「不可」と朱書すること。

年 月 日

京都府 警察署長 殿

調査員

自動車保管場所現地調査結果報告書

署 長	副署長	課 長	現 地 調 査 日 (再 調 査 日)	年 月 日 (年 月 日)	受理番号		申 請 者		
			使用の本拠の位置から保管場所までの距離	2 km以内 ・ 2 km超 ・ 要再調査					
			使用の本拠の位置と保管場所の实在の有無	使用の本拠の位置	あり ・ なし	保管場所	あり ・ なし		
課長代理	係 長	主任・係	道 路 へ の 出 入 り の 支 障 の 有 無	出 入 り の 支 障	なし・あり (道路幅 m 車幅 m 差 m)				
			保管場所の 状 況	形 態	個人 ・ 月ぎめ ・ 事業所 ・ その他				
処 分		名 称			所有区分	自 己 ・ 他 人 ・ 共 有			
可 ・ 不可		区画の有無		なし ・ あり (区画表示番号 番 ～ 番 ・ 番号なし)					
不可処分理由		申請の区画		番 (使用できる広さ 縦 m 横 m 高さ m)					
		収容台数等		台 (約 台)		現有台数	台		
		総 面 積		㎡ (間口 m×奥行 m)					
				計測不能 (目測 約 ㎡)					
		出入口直前		5 m以内	交差点 ・ 横断歩道 ・ 曲り角 (出入口から mのところ)				
		の道路形態		1 0 m以内	バス停 ・ 踏切 (出入口から mのところ)				
		付 近 の 交通規制等		(行) 一方通行 ・ () 通行禁止 ・ 歩行者用道路 ・ () 制限 その他 ()					
		調 査 結 果	適 当 ・ 不適当						
		備 考	立会人						

注 1 障害物がある場合は、当該障害物の大きさを測定し、「申請の区画」欄の使用できる広さについてそれぞれ測定数値を記入すること。
2 現有保管台数を、可能な範囲で調査すること。

整理 番号	受 理 番 号	申 請 月 日	申 請 者 氏 名	種別（該当のものに○印）		備 考	署名等
				証 明 書	届 出 書		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		
				即日・再発給	新規・変更		

注 証明書欄の「即日」は自動車保管場所証明書の即日交付を、「再発給」は自動車保管場所証明書の再発給を示し、届出書欄の「新規」は保管場所の新規届出を、「変更」は保管場所の変更届出を示す。

様式第 7

年 月 日	
住所	
氏名	殿
京都府 警察署長 印	
証 明 拒 否 通 知 書	
年 月 日付けで申請のあった自動車保管場所証明申請は、下記の理由により証明できないので通知します。	
記	
理由（○印のもの）	
☐ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第 329号）第 1 条第 号に規定する保管場所の要件を満たさないため	
☐ その他（ ）	

（教示）

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会（京都府警察本部交通部交通規制課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(交通規制課長)

第 号
年 月 日
京都府 警察署長

報告又は資料提出要求事案発生報告書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定による報告又は資料提出要求事案が発生したので、次のとおり報告します。

対象者等	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
必 要 と す る 理 由		
報告又は提出を求める書面		

注 関連する資料を添付すること。

第 号
年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

報告・資料提出要求書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定により、次のとおり報告・資料の提出を求めます。

報 告 事 項	
提 出 資 料	
報告・資料の提出 の期日	

- 注 1 報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により報告してください。
2 提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料を添付して提出してください。
3 報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。
4 報告・資料提出の期日までに、回答せず、又は虚偽の回答をした場合は、罰せられることがあります。

連絡先
〒 ー

京都府警察本部交通部交通規制課
京都府 警察署 課 係
電話

年 月 日

京都府公安委員会 殿

〒 ー

住所

電話

氏名

報告・資料提出回答書

報告・資料の提出要求については、次のとおり回答します。

報 告 事 項	
提 出 資 料	

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(交通規制課長)

第 号
年 月 日
京都府 警察署長

報告又は資料提出要求結果報告書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定による報告又は資料提出要求をした結果は、次のとおりであったので報告します。

対象者等	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
要 求 書 の 受 領 者		
要 求 し た 日 時		
報告又は資料提出の日時		
報告又は資料提出の内容		
提 出 資 料 等		
備 考		